

「緑政土木局における情報取扱注意項目」

本契約を履行する場合においては、下記項目を遵守しなければならない。

(基本事項)

第1 本契約による工事（以下「本件工事」という。）を請け負った者（以下「受注者」という。）は、本件工事を施工するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 受注者は、本件工事を施工するに当たり、当該工事に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第3 受注者及び本件工事の施工に従事している者又は従事していた者は、当該工事に関して知り得た名古屋市（以下「発注者」という。）から取得した情報及び請負の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、請負の趣旨に基づき発注者に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該工事の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了（本契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(機密情報の授受)

第4 機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）並びに機密情報が記録された資料及び成果物（発注者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）の授受は、発注者における監督員、検査員又は契約担当職員である職員と、受注者における本件工事の施工に従事する職員との間において行うものとする。

2 前項の発注者において情報の授受を行う職員には、必要があると認める場合においては、道路監理員等発注者において本件工事の対象となる財産の管理権限を行使する職員を含めるものとする。

(機密情報の保管・搬送時の注意・義務等)

第5 受注者は、機密情報が記録された資料及び成果物の保管及び搬送に当たっては、当該情報が漏えい、滅失又はき損されないよう、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の取扱いに関する特則)

第6 受注者は、本件工事を施工するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 受注者は、取得情報に含まれる個人情報については、何人にも開示してはならない。

(機密情報の複写及び複製の禁止)

第7 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、機密情報が記録された資料及び成果物を複写し、又は複製してはならない。

2 以下の場合においては、原則として第1項の許可があったものとみなす。

- (1) 本件工事の施工に際し、その施工に従事する職員の使用に供するために複写、複製する場合
- (2) 第8条第1項による承認を得て本件工事の一部を第三者に請け負わせるために、当該工事に必要な部分を複写、複製する場合。

(再委託の禁止又は制限)

第8 受注者は、発注者の承認を得ることなく、本件工事に機密情報が含むこととなる事務（以下「機密情報取扱事務」という。）を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、本件工事のうち機密情報取扱事務の一部を第三者に委託する必要がある場合においては、情報の保護及び管理について適切な業者を選定しなければならない。

3 機密情報取扱事務の一部を第三者へ委託する場合は、再委託申請書を提出し承諾書が交付された場合のみ認められる。

4 受注者は、承認を得て本件工事を第三者に請け負わせる場合は、情報の取扱いに関し、本契約において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

5 受注者は、原則として機密情報取扱事務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（再々委託）させては

ならない。

(報告等)

第 9 受注者は、発注者が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、発注者が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、この情報取扱注意項目に違反したことにより取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(機密情報の返却及び処分)

第 10 受注者は、機密情報が記録された資料のうち発注者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者の承認があった場合はこの限りではない。

2 受注者は、前項に規定する場合を除き、機密情報が記録された資料のうち発注者に返却する資料以外のものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、発注者の承認があった場合はこの限りではない。

3 工事の施工に関する諸要綱等に基づき、竣工後一定期間本件工事に係る資料を受注者において保管することとされている場合においては、それらのうち機密情報が記録された資料について、第 1 項の承認があったものとみなす。その場合、当該保管期間の終了後においては、受注者は第 2 項に定める方法により、速やかにこれを処分しなければならない。

(従事者の教育)

第 11 受注者は、本件工事の施工に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受注者は、本件工事に個人情報を取り扱う事務が含まれている場合においては、当該事務に従事している者（再委託等を受けた者の従事者を含む。）に対し、保護法（受注者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）及びあんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受注者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件工事の施工に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

4 発注者は、受注者における情報の取扱いの責任者並びに本件工事の従事者の管理体制及び実施体制について、個人情報を取り扱う場合など必要に応じて書面で確認することができる。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 発注者は、受注者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 本契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、本契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 受注者は、本件工事に特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務が含まれている場合においては、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、当該工事の施工場所又は事務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受注者は、本件工事において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、発注者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受注者は、本件工事において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受注者は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たさなければならない。ただし、本件工事に個人番号関係事務が含まれている場合においては、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。